#### 令和4年度 第3回下水道事業審議会 議事録

日時	令和5年2月27日(月) 13時30分 ~ 16時10分	
場所	琴浦町役場 分庁舎3階 第1、第2会議室	
山舟土	委員 計6名	
出席者	事務局 計4名	

#### 【日程】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告

第2回審議会の状況について

- 4 説明
  - ①財政計画の精査
  - ②使用料対象経費、経費回収率の精査
  - ③使用料体系の再検討、決定
  - ④認定水量の検討、決定
  - ⑤答申案について
  - ⑥協議・質疑応答
- 5 次回審議会の日程について 令和5年3月中を予定
- 6 閉会

#### 【意見・質疑応答等】

#### 3 報告

#### 第2回審議会の状況について

(事務局) 第2回審議会の状況について資料にて説明

財政計画の見通しとして、経営戦略を基に企業会計で再計算。

収益的収支も資本的収支も赤字が見込まれるため、経営改善が必要。

使用料対象経費については、使用料だけで賄わなければならない経費があり、経費回収率が約90%であるため、100%の確保が必要となる。

#### 4 説明

#### ①財政計画の精査

(事務局) 前回時点では令和3年度途中までの取得資産で試算していたが、令和3年度全体で再計算を行った。

その結果、収益的収支の収入としては、長期前受金戻入と他会計補助金は増加が見込まれるが、支出は取得資産の増加に伴い減価償却費が増加となったため、全体としては赤字に変わりない見込みである。

- 資本的収支も同様に補填財源の不足により赤字が見込まれるため、基準外繰入金 (一般 会計の税金)からの補填は必要となる。
- (会長) 国の補助金収入や、減価償却として財産的価値が年々減少していくことが、会計上、現 実的に辻褄が合うのか疑問である。
- (事務局) 企業会計は複式簿記のため複雑な仕組みであり、実際に見えている現金と補填財源の考え方で見え方が異なってくる。
  - (会長)経費回収率は100%未満のため赤字であり、下水道が始まった当初は加入しやすい料金設定だったと思われるが、現在は整備が完了し、当初の使用料のまま30年経過している。今後、適正に下水道を維持し、将来的に赤字を解消しなけかればならないため、料金改定はやむを得ないと考える。
  - (委員)補填財源不足額、これが基準額繰入として、一般会計から下水道会計に繰り入れられているのか。
- (事務局) そのとおり。
  - (委員) 償還のピークはどうなっているか。今後来ることとなるか。
- (事務局) 元金だけであれば、令和8年度がピークとなる。 農集はピークアウトしているが、公共・特環は今後ピークが来る。
  - (委員) 人口減少により、農集処理場の施設能力に余裕があると思われるため、早めに農集を公共に接続し、農集を廃止する方がよい。
- (事務局) 経費がかからないよう、早期に接続していく予定である。

#### 4 説明

#### ②使用料対象経費、経費回収率の精査

(事務局) 直近では、下水接続の方が増加するため、農集以外の経費回収率は100%を維持するが、 今後の人口減少に伴い、減収が見込まれる。

そのため、不足財源については、使用者による負担で今後も賄っていかなければならない。

#### 4 説明

#### ③使用料体系の再検討

- (事務局) 前回審議会から変わらず、改正の方向性としては、一般家庭も事業所と同様に水量制に移行し、使用者間の負担を平等にすることを目的とし、改定後の使用料収入の目標水準としては、改定から令和8年度までは、経常損益の黒字化を目指す。
  - 水需要を勘案して改定案を作成したが、改定案1・2・3、いずれにしても経費回収率は100%で達成可能である。
  - (委員) 小メーターを取り付ける場合、その費用負担は個人か町か。
- (事務局) 小メーターに関しては自己都合であるため、原則個人負担と考える。
  - (会長) 改定案1でも経費回収率100%の達成となっているが、人数が多い世帯は負担が大きくなると思われる。
    - ただ、予算が不足する場合は町財政から下水道に補填することとなり、他事業を圧迫することに成りかねないため、使用者に負担いただくものは負担いただき、他事業も目的

どおり達成することが良いと思う。

なお、昨今は電気代等、様々なものが値上がりしているが、これらは考慮されているか。

- (事務局)経営戦略は物価上昇を見込んで作成しており、現在は、それ以上の上昇率ではあるものの、現状で根拠ある数字としては示しているとおりである。
  - (会長)下水道開始以来、初めての値上げとなるため、急激に上げるべきではないと考える。
  - (委員) 人数制から従量制に変更したことにより、料金が変動する家庭がほとんどだと思われる ので、あまり極端に上げると、予測値と大幅に乖離していまうのではないかという懸念 がある。
  - (会長) 平等に負担することを考えると、やはり下水は処理量で負担すべきものと思うため、相応の負担は仕方ないと考える。
- (事務局) 農集開始から30年経過しているが、整備未完了時点での値上げは、未整備地域との公平性に欠けることが考慮されていたと推測すると、整備完了のこのタイミングでの値上げは、使用者に公平であると考える。
  - (委員) まずはやってみないとわからない点も多々あると思われるため、まずはやってみて、どうしても不足するなどの問題が出た場合は、その時に検討するような、柔軟性を持った考え方でよいのではないか。
  - (委員) 今回の改定案での使用料の金額は、令和8年度までであるか。
- (事務局) そのとおり。今後、企業会計に移行して初めての決算が、令和4年度、その後の5年度・ 6年度分が出るため、その状況を確認し、その後は、改めて単価など検討してはどうか と考える。
  - (委員)上昇率は極力抑えなければ、町民の方で困る方が出てもいけないと思われる。改定案1 でも経費回収率100%を達成出来るため、案1でよいのではないか。 見込みではあるものの、案1より単価の高い案2や案3にする根拠がないと思われる。
  - (会長) 改定案1・2・3、どれがよいのか考えながら、次の事務局説明を聞くこととする。

#### 4 説明

した。

#### ④認定水量の検討

- (事務局) 今後、人数計算から水量計算となった場合、町水道以外のご家庭及び事業所は、町では水量がわからず、現在、井戸を使用されている方は人数で請求出来ていたが、今後は水道メータを基に請求していくため、検針出来ない所が出てくる。こうした場合、何人世帯ならこの量という認定水量を設定しなければいけない。そこで、令和元年度から3年度までの使用水量実績を基に、認定水量案の1から3を作成
  - (委員) 通常であれば、節水すれば安価になるわけだが、認定水量だと、節水は関係ないという ことか。
- (事務局) そのとおり。わかりやすいのは一律の料金設定であるが、全国的に多く採用されており 公平性が担保出来るのは案3となる。 使用水量実績との誤差も案3が少なく、多人数世帯であまりに余額が大きくなる等の相

使用水量実績との誤差も案3が少なく、多人数世帯であまりに金額が大きくなる等の相談がある場合は、使用した分だけの請求とするためメーターを取り付けるなど相談を受け付ける。

(会長) それでは、認定水量については案3でよいか。

(委員) 案3でよい。

(会長) ここまでの協議を踏まえ、決算を行ってみないとわからない点もあるため、今回の使用 料体系の改定案としては、案1ということでよろしいか。

(委員) 案1でよい。

#### 5 次回審議会の日程について

(会長) 本日、事務局より配布された答申案について、各委員さんで内容を検討、確認いただき 次回の審議会で最終確認することとする。

開催時期は、3月下旬頃を予定し、事務局は各委員さんの日程調整をお願いする。

(事務局) わかりました。

# 4 説明、協議

- 1. 財政計画の精査
- 2. 使用料対象経費、経費回収率の精査
- 3. 使用料体系の再検討、決定
- 4. 認定水量の検討、決定
- 5. 答申案について(別紙)
- 6. 協議・質疑応答



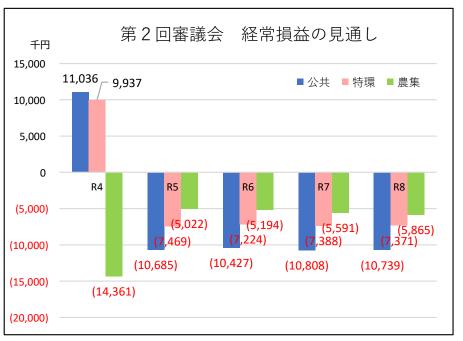


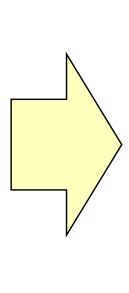
## ■令和4年~令和8年までの財政計画の見通しの精査

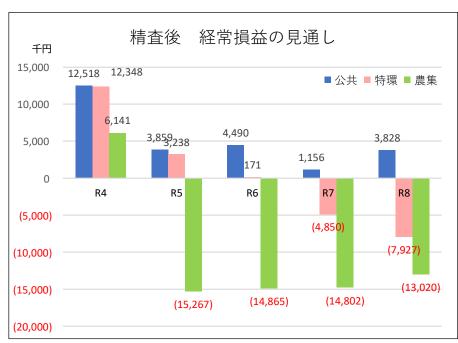
・第2回審議会から使用料算定期間中の減価償却費、長期前受金戻入等を精査し財政計画 を再度計算しました。

## ◆精査後の収益的収支(経常損益)の見通し(令和4年~令和8年)

- 第2回審議会での見通しに比べ、公共と特環で他会計補助金の減少が緩やかになり、 収入が増加したため、収益的収支の見通しが改善しました。しかし、農集は他会計補助金の減少により収益的収支が悪化する見込みとなりました。
- ・赤字が見込まれる特環と農集には、基準外繰入金により財源不足を補う必要があります。







# ■収益的収支の見通し(収入)

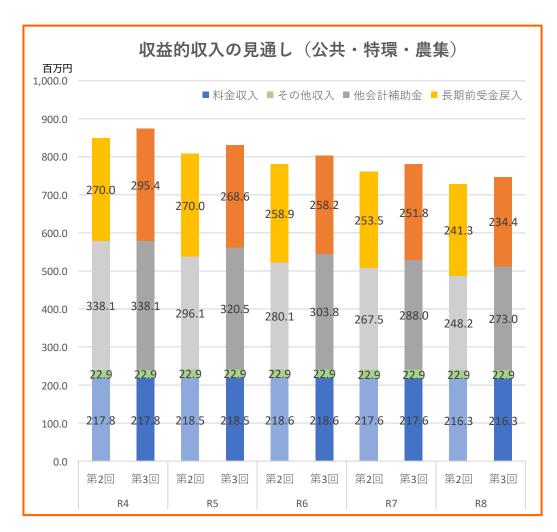
(単位:千円)

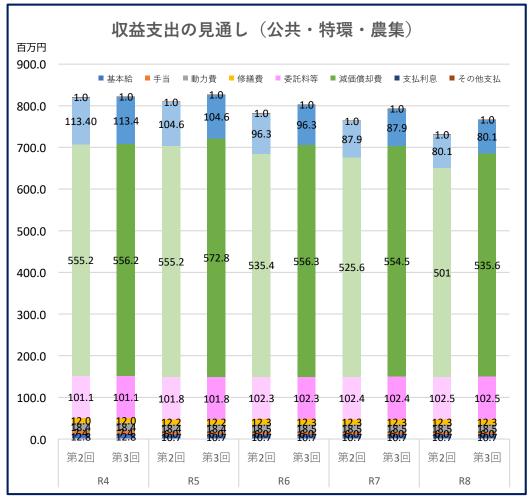
		R4	R5	R6	R7	R8
営業収益 ①	合計	217,841	218,541	218,650	217,595	216,364
料金収入	計	217,820	218,520	218,629	217,574	216,343
【下水道料金、農集使用料】	公共	103,538	105,155	105,908	106,009	105,526
	特環	74,782	74,595	74,444	74,003	73,733
	農集	39,500	38,770	38,277	37,562	37,084
その他	計	21	21	21	21	21
【排水設備指定工事店手数料】	公共	21	21	21	21	21
	特環	0	0	0	0	0
	農集	0	0	0	0	0
営業外収益 ②	合計	635,555	600,801	574,484	557,174	533,258
他会計補助金	<u>計</u>	338,083	320,491	303,814	288,005	273,019
【一般会計からの基準内繰入金】	公共	128,832	122,128	115,773	109,749	104,038
	特環	127,861	121,208	114,901	108,922	103,254
	農集	81,390	77,155	73,140	69,334	65,726
長期前受金戻入	<u>計</u>	295,437	278,275	268,634	267,133	258,204
【その年の減価償却費に含まれる	公共	119,666	123,837	116,815	115,742	108,634
補助金分の収入(収益化分)】	特環	109,691	108,572	107,398	108,277	107,502
※現金の収入なし	農集	66,080	45,866	44,421	43,114	42,068
その他	計	2,035	2,035	2,035	2,035	2,035
【消費税の還付金】	公共	2,035	2,035	2,035	2,035	2,035
	特環	0	0	0	0	0
	農集	0	0	0	0	0
収入③=①+②	合計	853,396	819,342	793,134	774,768	749,622
	公共	354,093	353,176	340,553	333,556	320,255
営業収益①+営業外収益②	特環	312,334	304,375	296,742	291,202	284,489
	農集	186,970	161,791	155,838	150,010	144,878

# ■収益的収支の見通し(支出)

(単位:千円)

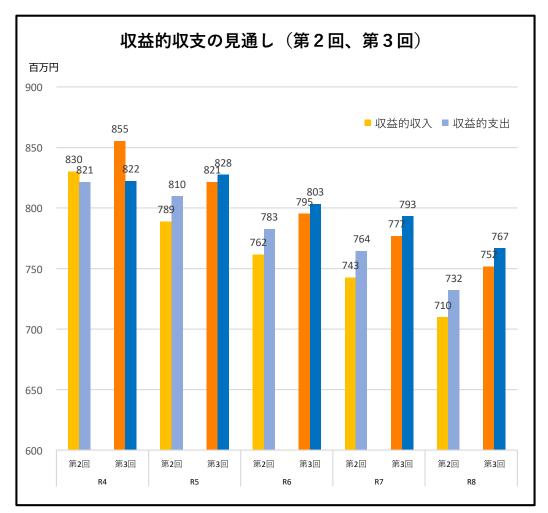
			R4	R5	R6	R7	R8
営業費用 ④		合計	707,957	721,845	706,028	704,342	685,610
職員絲	<b>哈</b> 与費	合計	20,241	16,638	16,650	16,662	16,674
	基本給	計	12,799	10,670	10,682	10,694	10,707
	【職員の給与】	公共	5,479	4,418	4,424	4,430	4,436
	Name of the Later		5,630	4,562	4,568	4,574	4,581
		農集	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690
	その他	計	7,442	5,967	5,967	5,967	5,967
	【職員の手当、賞与など】	公共	3,153	2,411	2,411	2,411	2,411
		特環	3,114	2,381	2,381	2,381	2,383
		農集	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175
経費		合計	131,495	132,385	133,116	133,201	133,323
	動力費	計	18,355	18,449	18,531	18,504	18,495
	【処理場等の光熱水費】	公共	6,840	6,988	7,079	7,128	7,140
		特環	5,781	5,801	5,827	5,827	5,843
		農集	5,733	5,660	5,624	5,549	5,512
	修繕費	計	11,999	12,172	12,287	12,332	12,347
	【施設、設備の修繕費用】	公共	8,900	9,084	9,200	9,263	9,281
		特環	1,740	1,746	1,754	1,754	1,759
		農集	1,359	1,342	1,333	1,316	1,307
	その他	計	101,142	101,763	102,299	102,364	102,481
	【処理場の維持管理委託料等】	公共	38,356	39,074	39,535	39,801	39,901
		特環	34,877	35,015	35,183	35,222	35,338
		農集	27,909	27,674	27,581	27,341	27,242
減価償	<u> </u>	計	556,221	572,822	556,262	554,480	535,614
	減価償却費	公共	230,366	241,308	229,644	228,703	215,685
	【その年の資産価格減少費用】	特環	207,982	213,368	211,224	212,841	211,026
	※現金の支出なし	農集	117,873	118,146	115,394	112,936	108,903
営業外費用(		合計	114,433	105,668	97,309	88,922	81,130
支払利		計	113,396	104,632	96,273	87,886	80,094
【返済	斉する借金の利息】	公共	48,481	46,034	43,769	40,665	37,573
		特環	40,863	38,264	35,635	33,451	31,488
		農集	24,053	20,335	16,869	13,770	11,03
その化		計	1,036	1,036	1,036	1,036	1,036
【消費	<b>貴税支払額</b> 】	公共	0	0	0	0	
		特環	0	0	0	0	(
		農集	1,036	1,036	1,036	1,036	1,03
支出 ⑥=④	+(5)	合計	822,390	827,513	803,337	793,264	766,74
	W W	公共	341,575	349,317	336,062	332,400	316,42
r F	営業費用④ + 営業外費用⑤	特環	299,986	301,138	296,571	296,051	292,41
		農集	180,829	177,058	170,703	164,813	157,898





長期前受金戻入と他会計補助金の増加見込みに伴い、第2回審議会の見通しよりも、収入全体が増額となりました。

減価償却費の増加見込みに伴い、第2回審議会の見通しよりも、支出全体が若干増額となりました。





長期前受金戻入と他会計補助金、減価償却費の 増加見込みに伴い、第2回審議会の見込みと収 支、支出とも増加しました。 収益的収支が改善したため、経常損益は第2回 審議会の見込みと比較して改善していますが、 令和5年度以降は赤字が発生する見込みです。

## ◆精査後の資本的収支の見通し(令和4年~令和8年)

・第2回審議会での見通しに比べ、収益的収支の見通しが改善したことに伴い補填財源不 足額が減少しました。

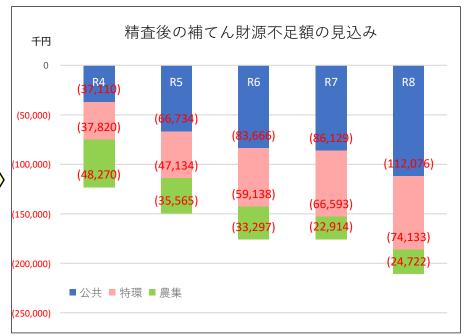
また、第2回では補填財源にマイナス分も含め計算していたため、補填財源が過少になっていた点を修正しました。

しかし、精査後も約1.2億~2.1億円の財源不足が生じるため、基準外繰入金による補填が必要です。



(単位:千円)

	R4	R5	R6	R7	R8
公共	-33,865	-82,543	-99,395	-106,514	-128,577
特環	-35,051	-60,935	-65,207	-71,578	-88,837
農集	-43,638	-36,077	-34,132	-24,073	-27,340
計	-112,554	-179,555	-198,734	-202,165	-244,754



(単位:千円)

	R4	R5	R6	R7	R8
公共	-37,110	-66,734	-83,666	-86,129	-112,076
特環	-37,820	-47,134	-59,138	-66,593	-74,133
農集	-48,270	-35,565	-33,297	-22,914	-24,722
計	-123,201	-149,433	-176,101	-175,636	-210,931

(単位:千円)

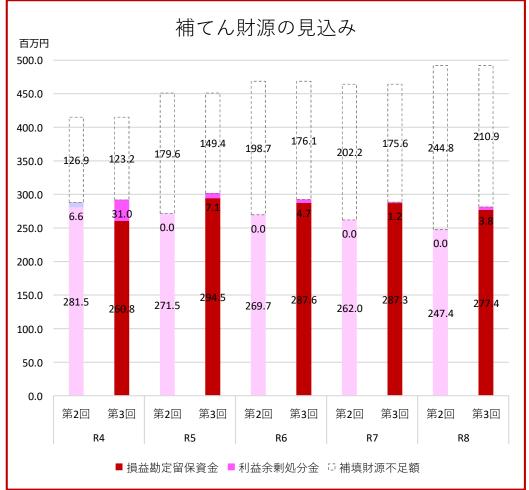
		R4	R5	R6	R7	R8
資本的収入 A	合計	138,494	170,935	324,216	253,099	254,005
企業債	計	45,409	66,168	148,292	103,225	123,097
【工事費(借金)】	公共	23,500	56,777	86,856	12,516	112,842
	特環	21,909	9,391	61,436	90,709	10,255
	農集	0	0	0	0	0
他会計出資金	計	0	0	0	0	0
【基準外繰入金】	公共	0	0	0	0	0
	特環	0	0	0	0	0
	農集	0	0	0	0	0
他会計負担金	計	50,952	49,450	47,806	48,731	35,727
【一般会計からの基準内繰入金】	公共	0	0	0	0	0
	特環	0	0	0	0	0
	農集	50,952	49,450	47,806	48,731	35,727
国庫補助金	計	26,142	51,981	126,590	100,097	94,901
【工事費に充てる国からの補助】	公共	13,960	42,590	65,154	9,388	84,646
	特環	12,182	9,391	61,436	90,709	10,255
	農集	0	0	0	0	0
工事負担金	計	15,991	3,336	1,527	1,045	282
【受益者負担金】	公共	9,446	1,700	800	500	100
	特環	6,545	1,636	727	545	182
	農集	0	0	0	0	0
資本的支出 B	合計	553,486	622,012	792,606	717,237	746,173
建設改良費	計	75,200	130,159	291,150	209,070	237,941
【処理場や下水道管の工事費】	公共	35,200	107,400	164,300	23,675	213,455
	特環	40,000	18,782	122,873	181,418	20,509
	農集	0	3,977	3,977	3,977	3,977
元金償還金	計	478,286	491,854	501,457	508,167	508,233
【返済する借金の元金】	公共	172,034	181,731	189,495	198,975	207,088
	特環	149,095	156,805	163,862	171,702	177,838
	農集	157,156	153,318	148,100	137,490	123,306
資本的収入が資本的支出に不足する額	計	-414,992	-451,077	-468,390	-464,138	-492,168
C = A - B	公共	-160,328	-188,064	-200,985	-200,246	-222,955
	特環	-148,459	-155,168	-163,135	-171,157	-177,657
	農集	-106,205	-107,845	-104,270	-92,736	-91,557

# ■資本的収支の見通し(その2)

(単位:千円)

		R4	R5	R6	R7	R8
資本的収入が資本的支出に不足する額 C	計	-414,992	-451,077	-468,390	-464,138	-492,168
C = A - B	公共	-160,328	-188,064	-200,985	-200,246	-222,955
	特環	-148,459	-155,168	-163,135	-171,157	-177,657
	農集	-106,205	-107,845	-104,270	-92,736	-91,557
補てん財源 合計 F	合計	291,791	301,644	292,289	288,503	281,237
F=D+E	公共	123,218	121,330	117,319	114,117	110,879
	特環	110,639	108,034	103,997	104,564	103,524
	農集	57,934	72,280	70,973	69,822	66,835
損益勘定留保資金 D	計	260,784	294,547	287,628	287,347	277,410
(減価償却費・長期前受金戻入+減耗	公共	110,700	117,471	112,829	112,961	107,051
	特環	98,291	104,796	103,826	104,564	103,524
	農集	51,793	72,280	70,973	69,822	66,835
利益剰余金処分額 E	計	31,007	7,096	4,662	1,156	3,828
(⑦、3条の黒字)	公共	12,518	3,859	4,490	1,156	3,828
	特環	12,348	3,238	171	0	0
	農集	6,141	0	0	0	0
補てん財源不足額(資本的収支) G	合計	-123,201	-149,433	-176,101	-175,636	-210,931
G = C + F	公共	-37,110	-66,734	-83,666	-86,129	-112,076
	特環	-37,820	-47,134	-59,138	-66,593	-74,133
	農集	-48,270	-35,565	-33,297	-22,914	-24,722





資本的収支、不足額の見込みは、第2回審議会 と比較して変更ありませんでした。

収益的収支が改善したことにより、補てん財源が増加したため、補てん財源不足額(基準外繰入金)が若干減少する見込みとなりました。

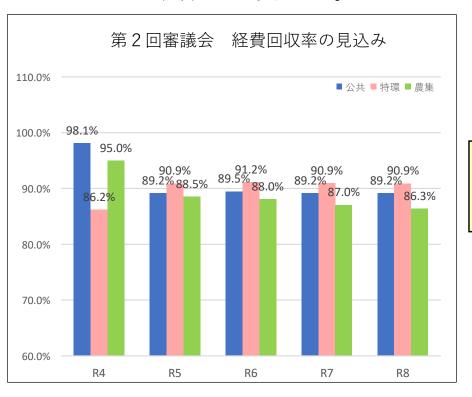


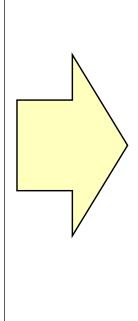
## ■令和4年~令和8年までの使用料対象経費、経費回収率の精査

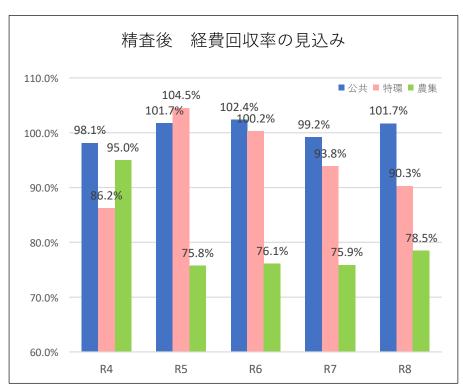
・第2回審議会から使用料算定期間中の財政計画の見通しの精査に伴い、使用料対象経費 を再度計算しました。

## ◆精査後の使用料対象経費、経費回収率の見通し(令和4年~令和8年)

- 第2回審議会での見通しに比べ、公共と特環で他会計補助金の減少が緩やかになり、 収入が増加したため、経費回収率の見通しが改善しました。 しかし、農集は他会計補助金の減少により経費回収率が悪化する見込みとなりました。
- ・公共は概ね経費回収率100%の確保が可能な見通しですが、特環と農集は経費回収率100%の確保が必要です。





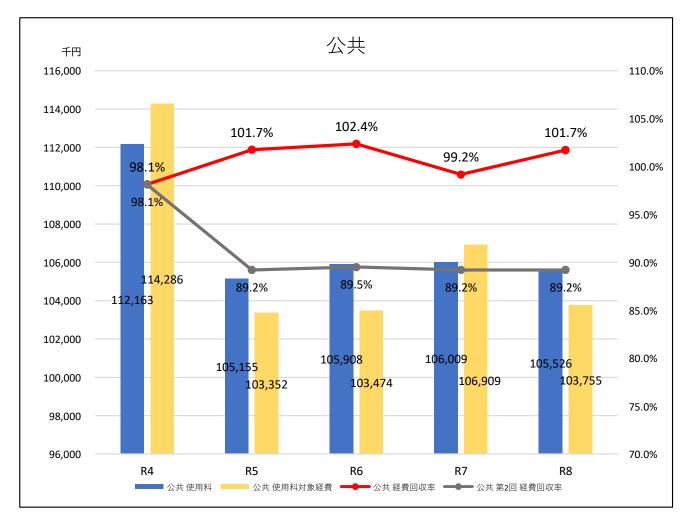


## ■精査後の使用料対象経費、経費回収率の推移(令和4年~令和8年)

(単位:千円)

					比率	
		使用料対象経費 <sub> </sub> 	固定費	変動費	固定費	変動費
	R4	114, 286	80, 531	33, 755	70. 5%	29. 5%
	R5	103, 352	84, 945	18, 407	82. 2%	17. 8%
/\ <del>  </del>	R6	103, 474	84, 715	18, 760	81. 9%	18. 1%
公共	R7	106, 909	87, 623	19, 286	82. 0%	18. 0%
	R8	103, 755	84, 395	19, 360	81. 3%	18. 7%
	合計	531, 777	422, 208	109, 568	79. 4%	20. 6%
	R4	82, 608	55, 269	27, 339	66. 9%	33. 1%
	R5	71, 358	58, 115	13, 243	81. 4%	18. 6%
特環	R6	74, 272	60, 648	13, 624	81. 7%	18. 3%
付垛	R7	78, 852	64, 794	14, 058	82. 2%	17. 8%
	R8	81, 660	67, 239	14, 420	82. 3%	17. 7%
	合計	388, 751	306, 066	82, 685	78. 7%	21. 3%
	R4	44, 633	27, 482	17, 151	61. 6%	38. 4%
	R5	51, 172	40, 510	10, 662	79. 2%	20. 8%
曲佳	R6	50, 277	39, 531	10, 746	78. 6%	21. 4%
農集	R7	49, 500	38, 717	10, 782	78. 2%	21. 8%
	R8	47, 239	36, 428	10, 811	77. 1%	22. 9%
	合計	242, 821	182, 668	60, 153	75. 2%	24. 8%

下水道使用料 (千円)	経費回収率
112, 163	98. 1%
105, 155	101. 7%
105, 908	102. 4%
106, 009	99. 2%
105, 526	101. 7%
534, 761	100. 6%
71, 215	86. 2%
74, 595	104. 5%
74, 444	100. 2%
74, 003	93. 8%
73, 733	90. 3%
367, 989	94. 7%
42, 398	95. 0%
38, 770	75. 8%
38, 277	76. 1%
37, 562	75. 9%
37, 084	78. 5%
194, 091	79. 9%

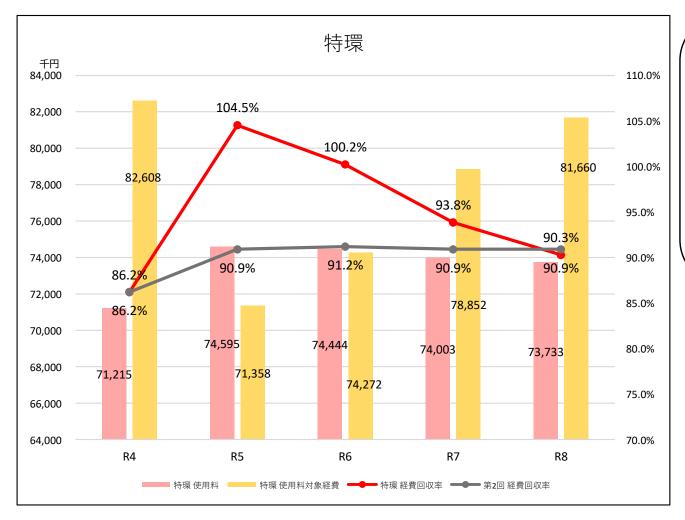


		使用料対象経費	下水道使用料	経費回収率
	R4	114, 286 千円	112, 163 千円	98. 1%
	R5	103, 352 千円	105, 155 千円	101. 7%
公共	R6	103, 474 千円	105,908 千円	102. 4%
公共	R7	106, 909 千円	106,009 千円	99. 2%
	R8	103, 755 千円	105,526 千円	101. 7%
	合計	531,777 千円	534, 761 千円	100. 6%

公共は収益的収支が改善したことに伴い、令和4年から令和8年度の経費回収率が100%を達成できる見込みとなりました。

今後も経費回収率100%の維持、向上が必要です。



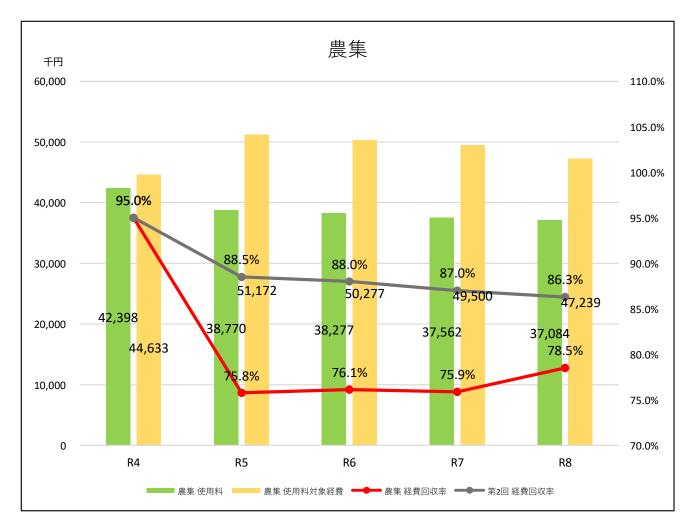


		使用料対象経費	下水道使用料	経費回収率
	R4	82,608 千円	71, 215 千円	86. 2%
	R5	71, 358 千円	74, 595 千円	104. 5%
性工	R6	74, 272 千円	74, 444 千円	100. 2%
特環	R7	78, 852 千円	74,003 千円	93. 8%
	R8	81,660 千円	73, 733 千円	90. 3%
	合計	388, 751 千円	367, 989 千円	94. 7%

特環は収益的収支が改善したことに伴い令和5年、令和6年は、経費回収率が100%を達成できる見込みとなりましたが、令和7年、令和8年は経費回収率が約90%となる見込みとなりました。

経費回収率の改善に向け経営の効 率化、収入の増加が必要です。





		使用料対象経費	下水道使用料	経費回収率
	R4	44,633 千円	42, 398 千円	95. 0%
	R5	51, 172 千円	38,770 千円	75. 8%
農集	R6	50, 277 千円	38, 277 千円	76. 1%
辰朱	R7	49,500 千円	37, 562 千円	75. 9%
	R8	47, 239 千円	37,084 千円	78. 5%
	合計	242, 821 千円	194,091 千円	79. 9%

農集は収益的収支が悪化したことに伴い、経費回収率が低下しました。

なお、農集は第2回審議会の見込みでも経費回収率は100%を 達成できない見込みでしたので、 経費回収率の改善が必要です。





# ■ 使用料体系の再検討

- ・第2回審議会の結果を踏まえ、改定案を再度3つ以下のとおり、設定しました。
- ・改定後の使用料収入目標水準、試算に使用する予測値は第2回審議会と同様としました。

検討案		算定方法		備考
	基本料金 :	2,200 円		
現行使用料体系	人数制:	550 円/人		比較対象
	水量制:	165 円/㎡		
改定案 1	基本料金:	2,200 円	10㎡まで	現行の水量制単価
改定案 I	水量制 :	165 円/㎡	11㎡以降一律	2011~2271至中3十一四
改定案 2	基本料金:	2,200 円	10㎡まで	
	水量制 :	170 円/㎡	11㎡以降一律	
改定案 3	基本料金:	2,200 円	10㎡まで	
JACA J	水量制:	175 円/㎡	11㎡以降一律	

## ■ 改定の方向性

- ・一般家庭の使用料算定方法を、人数制から水量制へ変更すること。
- ・使用者間の不公平を解消すること。

※第1回琴浦町下水道事業審議会資料 3.使用料改定の方向性より

## ■ 改定後の使用料収入目標水準

- ・使用料算定期間中の「経常損益の黒字化」 ※使用料改定 ~ 令和8年度
- ・経費回収率の100%確保 ※使用料改定 ~ 令和8年度

## ■ 新料金の試算に必要な予測数値(使用料算定期間中)

- ・年間有収水量(汚水処理量)、水洗化人口・・・・令和3年度実績、下水道事業経営戦略の予測値等を採用
- ・水量比率、件数・・・・令和元~3年度の実績、平均値等を採用

※第2回琴浦町下水道事業審議会資料 3.使用料改定の方向性より

# ◆ 年間有収水量(汚水処理量)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
合計	1,357 千㎡	1,363 千㎡	1,366 千㎡	1,365 千㎡	1,358 <b>千</b> ㎡	1,343 千㎡	
公共	578 <b></b>	590 <b></b>	599 千㎡	603 <b></b>	604 <b></b>	601 千㎡	
特環	501 <b>千</b> ㎡	499 <b></b>	498 千㎡	497 <b>千</b> ㎡	494 千㎡	492 千㎡	
農集	278 <b></b>	274 千㎡	269 ∓m³	265 ∓m³	260 ∓m³	250 千㎡	

# ◆ 水洗化人口

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
合計	13,373 人	14,710 人	14,844 人	14,844 人	14,710 人	14,577 人
公共	5,702 人	6,279 人	6,592 人	6,603 人	6,540 人	6,474 人
特環	4,547 人	5,002 人	5,252 人	5,263 人	5,213 人	5,161 人
農集	3,124 人	3,029 人	3,000 人	2,978 人	2,956 人	2,942 人

# ◆ 徴収件数(平均)

	区分	R1 R2		R3	平均	主な使用者
	人数計算	4,156 件/月	4,267 件/月	4,417 件/月	4,280 件/月	一般家庭
徴収件数	水量計算	402 件/月	409 件/月	414 件/月	408 件/月	事業所
	井戸	57 件/月	56 件/月	58 件/月	57 件/月	争未別
	計	4,615 件/月	4,731 件/月	4,888 件/月	4,745 件/月	
	人数計算	90.1%	90.2%	90.4%	90.2%	一般家庭
中心	水量計算	8.7%	8.6%	8.5%	8.6%	事業所
割合	井戸	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	争未別
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

## ◆ 人数計算 徴収件数

世帯員数	R3	R4	R5	R6	R7	R8
0人	2,634 件/年	2,897 件/年	3,042 件/年	3,050 件/年	3,021 件/年	2,990 件/年
1人	10,112 件/年	11,123 件/年	11,679 件/年	11,710 件/年	11,598 件/年	11,477 件/年
2人	14,322 件/年	15,754 件/年	16,542 件/年	16,585 件/年	16,427 件/年	16,255 件/年
3人	9,996 件/年	10,996 件/年	11,545 件/年	11,575 件/年	11,465 件/年	11,345 件/年
4人	6,898 件/年	7,588 件/年	7,967 件/年	7,988 件/年	7,912 件/年	7,829 件/年
5人	4,510 件/年	4,961 件/年	5,209 件/年	5,223 件/年	5,173 件/年	5,119 件/年
6人	2,455 件/年	2,701 件/年	2,836 件/年	2,843 件/年	2,816 件/年	2,786 件/年
7人	1,251 件/年	1,376 件/年	1,445 件/年	1,449 件/年	1,435 件/年	1,420 件/年
8人	517 件/年	569 件/年	597 件/年	599 件/年	593 件/年	587 件/年
9人	195 件/年	215 件/年	225 件/年	226 件/年	224 件/年	221 件/年
10人	57 件/年	63 件/年	66 件/年	66 件/年	65 件/年	65 件/年
計	52,947 件/年	58,243 件/年	61,153 件/年	61,314 件/年	60,729 件/年	60,094 件/年
世帯あたり水洗化人口	3.03 人/世帯	3.03 人/世帯	2.91 人/世帯	2.91 人/世帯	2.91 人/世帯	2.91 人/世帯

公共、特環の接続率増加により、 使用料算定期間中は、令和3年 度比で、増加と予測しました。

## ◆ 水量計算 徴収件数

使用水量区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8
0m3/月	1,230 件/年					
5m3/月 以下	1,255 件/年					
6m3/月 以下	121 件/年					
7m3/月 以下	99 件/年					
8m3/月 以下	106 件/年					
9m3/月 以下	96 件/年					
10m3/月 以下	87 件/年					
15m3/月 以下	315 件/年					
20m3/月 以下	176 件/年					
30m3/月 以下	317 件/年					
40m3/月 以下	239 件/年					
50m3/月 以下	135 件/年					
50m3/月超	741 件/年					
計	4,917 件/年					

徴収件数の割合が、人数計算が 90%、水量計算が10%という 現状から、今後も横ばいで推移 すると予測しました。

## ◆ 水道あり世帯 徴収件数

使用水量区分	R1	R2	R3	平	
0m3/月	2,833	3,093	3,315	3,080	
5m3/月 以下	5,005	4,707	5,149	4,954	
6m3/月 以下	1,098	1,118	1,219	1,145	
7m3/月 以下	1,212	1,165	1,255	1,211	14,297
8m3/月 以下	1,227	1,250	1,304	1,260	
9m3/月 以下	1,250	1,270	1,373	1,298	
10m3/月 以下	1,322	1,316	1,409	1,349	
15m3/月 以下	7,110	7,038	7,457	7,202	7,202
20m3/月 以下	7,380	7,244	7,757	7,460	7,460
30m3/月 以下	11,239	11,755	11,978	11,657	11,657
40m3/月 以下	5,240	5,695	5,624	5,520	5,520
50m3/月 以下	2,288	2,541	2,460	2,430	2,430
50m3/月 超	1,812	2,221	1,950	1,994	1,994
合計	49,016	50,413	52,250	50,560	50,560

令和元年~令和3年度まで 大きく傾向が変化しないため 令和4年度以降は、平均値を採用します。

#### ◆ 水量比率

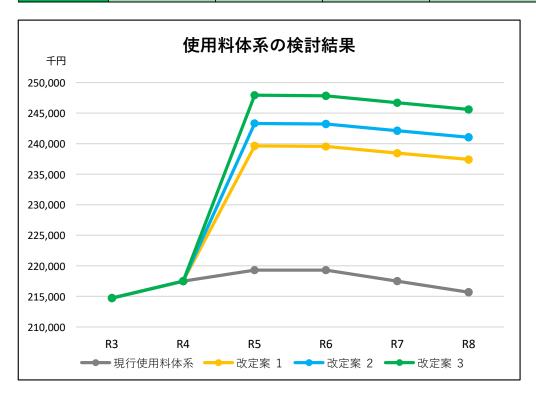
使用水量区分	R1	R2	R3	平均	
0m3/月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
5m3/月 以下	1.4%	1.3%	1.4%	1.3%	
6m3/月 以下	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	
7m3/月 以下	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	5.8%
8m3/月 以下	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	
9m3/月 以下	1.0%	1.0%	1.1%	1.0%	
10m3/月 以下	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	
15m3/月 以下	8.6%	8.1%	8.6%	8.4%	8.4%
20m3/月 以下	12.3%	11.5%	12.2%	12.0%	12.0%
30m3/月 以下	25.8%	25.8%	26.2%	26.0%	26.0%
40m3/月 以下	16.9%	17.5%	17.2%	17.2%	17.2%
50m3/月 以下	9.4%	10.0%	9.6%	9.7%	9.7%
50m3/月 超	21.1%	21.6%	20.1%	20.9%	20.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

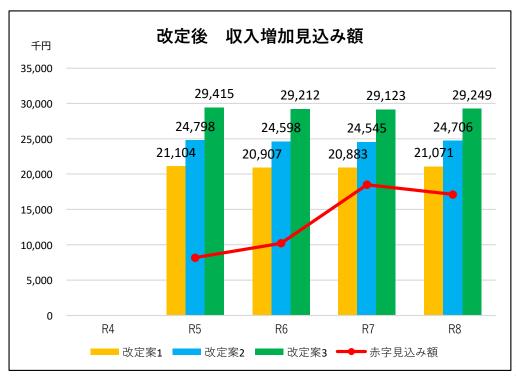
令和元年~令和3年度まで 大きく傾向が変化しないため 令和4年度以降は、平均値を採用します。

## ■ 使用料体系の検討結果

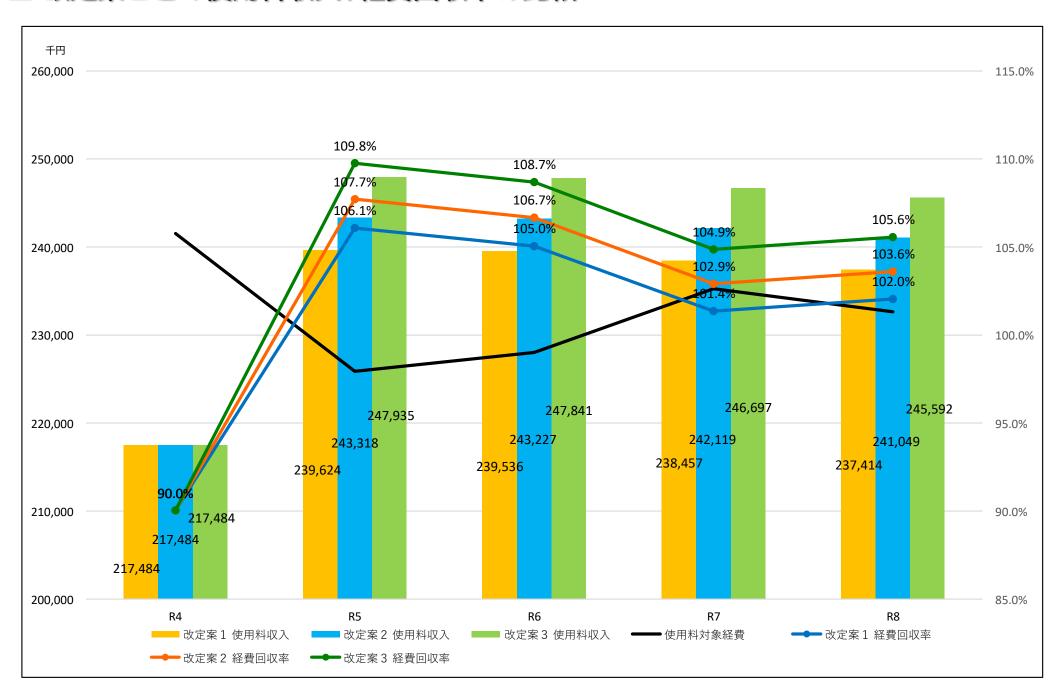
・令和5年度に改定した場合、改定案1~3全てで目標以上の収入確保が可能という見込みになりました。

	実績	予測値→							※R4年度除く
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	E	標	R3年度比平均
	CA	N <del>4</del>	CA	NO	N I	NO	経常損益の黒字	経費回収率100%	NOH反比十岁
現行使用料体系	214,719 千円	217,484 千円	219,283 千円	219,283 千円	217,484 千円	215,681 千円	-	_	_
改定案 1	214,719 千円	217,484 千円	239,624 千円	239,536 千円	238,457 千円	237,414 千円	達成	達成	11.2% UP
改定案 2	214,719 千円	217,484 千円	243,318 千円	243,227 千円	242,119 千円	241,049 千円	達成	達成	12.9% UP
改定案 3	214,719 千円	217,484 千円	247,935 千円	247,841 千円	246,697 千円	245,592 千円	達成	達成	15.0% UP





# ■ 改定案ごとの使用料収入、経費回収率の比較



#### ◆ 使用料の比較

- ・水量計算に変更した場合、1人世帯のみ値下がりする可能性があります。
- ・2人以上の世帯は、全ての改定案において、値上がりする可能性が高いです。

世帯員数	世帯あたり 使用水量 ※目安	現行 (人数)	改定案1	改定案2	改定案3
基本	料金	2,200円	2,200 円	2,200円	2,200円
微	量	550 円	165 円	170 円	175 円
0人	4 ㎡/月	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円
1人	9 ㎡/月	2,750 円	2,200 円	2,200 円	2,200円
2 人	17 ㎡/月	3,300円	3,355 円	3,390 円	3,425 円
3 人	23 ㎡/月	3,850 円	4,345 円	4,410 円	4,475 円
4 人	27 ㎡/月	4,400 円	5,005 円	5,090 円	5,175 円
5 人	31 ㎡/月	4,950 円	5,665 円	5,770 円	5,875 円
6人	34 ㎡/月	5,500円	6,160 円	6,280 円	6,400 円
7人	37 ㎡/月	6,050 円	6,655 円	6,790 円	6,925 円
8人	44 ㎡/月	6,600 円	7,810 円	7,980 円	8,150 円
9人	50 ㎡/月	7,150 円	8,800 円	9,000円	9,200円
10 人	44 ㎡/月	7,700 円	7,810 円	7,980 円	8,150 円

## ◆ 各世帯員別の使用料の増減額 比較(毎月・年間)

改定案1(基本料金: 2,200円 · 11m3~:165円/㎡)			:165円/㎡)								
世帯員数	0人	1人	2 人	3人	4 人	5人	6人	7人	8人	9人	10 人
使用水量	4 m³/月	9 ㎡/月	17 ㎡/月	23 ㎡/月	27 ㎡/月	31 ㎡/月	34 ㎡/月	37 ㎡/月	44 m³/月	50 ㎡/月	44 ㎡/月
現行	2,200円	2,750円	3,300円	3,850円	4,400 円	4,950 円	5,500円	6,050円	6,600円	7,150 円	7,700 円
改定案1	2,200円	2,200円	3,355 円	4,345 円	5,005 円	5,665円	6,160円	6,655 円	7,810 円	8,800円	7,810 円
増減額(月)	0 円	-550円	+55 円	+495 円	+605 円	+715 円	+660円	+605 円	+1,210 円	+1,650 円	+110 円
増減額(年)	0 円	-6,600円	+660円	+5,940 円	+7,260 円	+8,580 円	+7,920 円	+7,260 円	+14,520 円	+19,800円	+1,320 円

改定案2(表	でに第2(基本料金:2,200円 ・ 11m3~:170円/m)										
世帯員数	0人	1人	2人	3人	4 人	5人	6人	7人	8人	9人	10 人
使用水量	4 m³/月	9 ㎡/月	17 ㎡/月	23 ㎡/月	27 ㎡/月	31 ㎡/月	34 ㎡/月	37 ㎡/月	44 ㎡/月	50 ㎡/月	44 ㎡/月
現行	2,200 円	2,750円	3,300円	3,850円	4,400 円	4,950 円	5,500円	6,050円	6,600円	7,150 円	7,700 円
改定案2	2,200 円	2,200円	3,390円	4,410 円	5,090円	5,770円	6,280円	6,790円	7,980 円	9,000円	7,980 円
増減額(月)	0円	-550円	+90 円	+560円	+690円	+820 円	+780 円	+740 円	+1,380 円	+1,850 円	+280 円
増減額(年)	0円	-6,600円	+1,080 円	+6,720 円	+8,280 円	+9,840 円	+9,360円	+8,880 円	+16,560円	+22,200円	+3,360 円

改定案3(基本	<b>卜料金:2,200円</b>	· 11m3∼:17	5円/㎡)								
世帯員数	0人	1人	2 人	3 人	4 人	5人	6人	7人	8人	9人	10 人
使用水量	4 m³/月	9 ㎡/月	17 ㎡/月	23 ㎡/月	27 ㎡/月	31 ㎡/月	34 ㎡/月	37 ㎡/月	44 ㎡/月	50 ㎡/月	44 ㎡/月
現行	2,200 円	2,750円	3,300 円	3,850円	4,400 円	4,950 円	5,500円	6,050円	6,600円	7,150 円	7,700 円
改定案3	2,200円	2,200円	3,425 円	4,475 円	5,175 円	5,875 円	6,400円	6,925 円	8,150円	9,200円	8,150円
増減額(月)	0円	-550円	+125 円	+625 円	+775 円	+925 円	+900円	+875 円	+1,550円	+2,050円	+450円
増減額(年)	0円	-6,600円	+1,500円	+7,500円	+9,300円	+11,100 円	+10,800 円	+10,500円	+18,600円	+24,600円	+5,400円

※世帯員ごとの使用水量は実績を元にした目安です。



## ■ 認定水量の設定

- ・人数計算の廃止に伴い、町水道以外を使用しているの家庭は、琴浦町が検針できないため下水道へ 排除した水量の計測ができません。
- ・このような家庭は「世帯員数」や「使用水量の実績」を基に排除した水量"認定水量"を設定しなければなりません。
- ・令和元年~3年度までの実績を基に認定水量の案を次のとおり設定しました。

## ■ 認定水量 案1~3

検討案	算定方法			備考	設定の根拠
認定水量 案1	認定水量 1人あたり :	6	m³/月		R1~R3の一般家庭の全体の 使用水量の実績平均値
認定水量 案2	認定水量 1人あたり :	7	㎡/月		R1~R3の一般家庭で割合の大きい 2~5人世帯の使用水量の実績平均値
	認定水量 1人あたり :	8	㎡/月	0~3人世帯	世帯員数が増えるほど、1人あたりの
		7	㎡/月	4人世帯	使用水量が減ることを考慮
認定水量 案3		6	㎡/月	5~6人世帯	R1~R3の一般家庭の世帯員数ごとの 使用水量を基に、世帯人数の区分別で
		5	㎡/月	7人以上世帯	認定水量を設定

# ■令和元年~令和3年度の平均使用水量実績

※第2回審議会量より 抜粋

	件	数	使用水量原単位	構成比			
世帯員数	水道あり	水道なし	(㎡/月)	水道あり	水道なし		
	(R1~R	} 平均)	(R1~R3 平均)	(R1~R	} 平均)		
0	2,056	373	4	4.5%	6.6%		
1	8,602	1,024	9	18.8%	18.2%		
2	12,395	1,476	17	27.1%	26.2%		
3	8,453	1,161	23	18.5%	20.6%		
4	6,108	572	27	13.4%	10.2%		
5	4,098	452	31	9.0%	8.0%		
6	2,130	324	34	4.7%	5.8%		
7	1,177	144	37	2.6%	2.6%		
8	422	74	44	0.9%	1.3%		
9	197	16	50	0.4%	0.3%		
10	55	6	44	0.1%	0.1%		
	45,692	5,623	20	100.0%	100.0%		

<sup>・</sup>水道なし世帯の件数は年間約5600件です。

<sup>・</sup>世帯員別の構成比は2人世帯が26.2%と最も多く、次に3人世帯の20.6%が続き、構成比は水道あり世帯と大きく変わりません。

#### ◆ 認定水量 案1 各世帯員別の使用水量、使用料の比較(毎月・年間)

認定水量 案1【6㎡/月	·人】(基本料金:2,	200円 · 11㎡	~:165円·17(	)円∙175円/㎡)								
世帯員	数	0人	1人	2人	3 人	4 人	5 人	6人	7人	8人	9人	10 人
	水道あり世帯	4 ㎡/月	9 ㎡/月	17 ㎡/月	23 ㎡/月	27 ㎡/月	31 ㎡/月	34 ㎡/月	37 ㎡/月	44 m³/月	50 ㎡/月	44 m³/月
使用水量	認定水量世帯	6 ㎡/月	6 ㎡/月	12 ㎡/月	18 ㎡/月	24 m³/月	30 ㎡/月	36 ㎡/月	42 ㎡/月	48 ㎡/月	54 ㎡/月	60 ㎡/月
	差引	2 m³	-3 m³	-5 m³	-5 m³	-3 m³	-1 m³	2 m³	5 m³	4 m³	4 m³	16 m³
使用料	水道あり世帯	2,200円	2,200 P	3,355 円	4,345 円	5,005円	5,665円	6,160円	6,655円	7,810 円	8,800円	7,810 円
(165円/㎡)	認定水量世帯	2,200円	2,200 P	2,530円	3,520 円	4,510 円	5,500円	6,490円	7,480 円	8,470 円	9,460円	10,450円
使用料差額	月額	0 円	0 P	-825 円	-825 円	-495 円	-165 円	+330 円	+825 円	+660 円	+660円	+2,640 円
(想定)	年額	0 円	0 P	-9,900 円	-9,900円	-5,940 円	-1,980 円	+3,960 円	+9,900円	+7,920 円	+7,920 円	+31,680 円
										·		
使用料	水道あり世帯	2,200円	2,200 P	3,390円	4,410 円	5,090円	5,770 円	6,280 円	6,790円	7,980 円	9,000円	7,980 円
(170円/㎡)	認定水量世帯	2,200円	2,200 P	2,540円	3,560円	4,580 円	5,600円	6,620円	7,640 円	8,660円	9,680円	10,700 円
使用料差額	月額	0 円	0 P	-850 円	-850 円	-510 円	-170 円	340円	850円	680 円	680円	2,720 円
(想定)	年額	0円	0 P	-10,200円	-10,200円	-6,120 円	-2,040 円	4,080 円	10,200円	8,160 円	8,160円	32,640 円
使用料	水道あり世帯	2,200円	2,200 P	3,425 円	4,475 円	5,175 円	5,875 円	6,400円	6,925円	8,150 円	9,200円	8,150円
(175円/㎡)	認定水量世帯	2,200円	2,200 P	2,550円	3,600 円	4,650円	5,700円	6,750円	7,800 円	8,850円	9,900円	10,950円
使用料差額	月額	0円	+0 P	-875 円	-875 円	-525 円	-175 円	+350円	+875 円	+700 円	+700 円	+2,800 円
(想定)	年額	0円	+0 P	-10,500円	-10,500円	-6,300円	-2,100円	+4,200 円	+10,500円	+8,400円	+8,400 円	+33,600円

- ・0~1人世帯では、認定水量が10㎡以下のため、水道あり世帯と使用料は変わらないと見込まれます。
- ・2~5人世帯では認定水量世帯のほうが、水道あり世帯に比べ、使用料が低くなる可能性があります。 水道あり世帯に比べ年間約2,000円~10,000円負担が少なくなる見込みです。(赤枠内)
- ・6人以上世帯では認定水量世帯のほうが、水道あり世帯に比べ、使用料が高くなる可能性があります。 水道あり世帯に比べ年間約4,000円~30,000円負担が大きくなる見込みです。(青枠内)

#### ◆ 認定水量 案2 各世帯員別の使用水量、使用料の比較(毎月・年間)

認定水量 案2【7㎡/月	目・人】 (基本料金:2,	<mark>,200円 ・11㎡</mark>	~:165円·170	<b>円・175円/㎡)</b>		-						
世帯員	数	0人	1人	2人	3 人	4 人	5人	6人	7人	8人	9人	10 人
	水道あり世帯	4 ㎡/月	9 ㎡/月	17 ㎡/月	23 ㎡/月	27 ㎡/月	31 ㎡/月	34 ㎡/月	37 ㎡/月	44 ㎡/月	50 ㎡/月	44 m³/月
使用水量	認定水量世帯	7 ㎡/月	7 ㎡/月	14 ㎡/月	21 ㎡/月	28 ㎡/月	35 ㎡/月	42 ㎡/月	49 ㎡/月	56 ㎡/月	63 ㎡/月	70 ㎡/月
	差引	3 m³	-2 m³	-3 m³	-2 m³	1 m³	4 m³	8 m³	12 m³	12 m³	13 m³	26 m³
使用料	水道あり世帯	2,200 円	2,200円	3,355円	4,345 円	5,005円	5,665円	6,160円	6,655 円	7,810 円	8,800円	7,810円
(165円/㎡)	認定水量世帯	2,200 円	2,200円	2,860円	4,015 円	5,170 円	6,325円	7,480 円	8,635 円	9,790 円	10,945 円	12,100円
使用料差額	月額	0 円	0 円	-495 円	-330 円	+165 円	+660円	+1,320 円	+1,980 円	+1,980 円	+2,145 円	+4,290 円
(想定)	年額	0 円	0 円	-5,940 円	-3,960 円	+1,980 円	+7,920 円	+15,840 円	+23,760 円	+23,760 円	+25,740 円	+51,480 円
使用料	水道あり世帯	2,200 円	2,200円	3,390円	4,410 円	5,090円	5,770円	6,280円	6,790 円	7,980 円	9,000円	7,980円
(170円/㎡)	認定水量世帯	2,200 円	2,200 円	2,880 円	4,070 円	5,260円	6,450円	7,640 円	8,830 円	10,020 円	11,210 円	12,400円
使用料差額	月額	0 円	0円	-510 円	-340 円	170円	680円	1,360円	2,040 円	2,040 円	2,210 円	4,420 円
(想定)	年額	0 円	0 円	-6,120 円	-4,080 円	2,040 円	8,160円	16,320円	24,480 円	24,480 円	26,520円	53,040 円
使用料	水道あり世帯	2,200 円	2,200円	3,425 円	4,475 円	5,175 円	5,875円	6,400円	6,925 円	8,150円	9,200円	8,150円
(175円/㎡)	認定水量世帯	2,200 円	2,200円	2,900円	4,125 円	5,350円	6,575円	7,800 円	9,025 円	10,250 円	11,475 円	12,700円
使用料差額	月額	0 円	+0 円	-525 円	-350 円	+175 円	+700 円	+1,400 円	+2,100 円	+2,100 円	+2,275 円	+4,550円
(想定)	年額	0円	+0 円	-6,300円	-4,200 円	+2,100円	+8,400 円	+16,800 円	+25,200 円	+25,200円	+27,300円	+54,600円

- ・0~1人世帯では、認定水量が10㎡以下のため、水道あり世帯と使用料は変わらないと見込まれます。
- ・2~3人世帯では認定水量世帯のほうが、水道あり世帯に比べ、使用料が低くなる可能性があります。 水道あり世帯に比べ年間約4,000円~6,000円負担が少なくなる見込みです。(赤枠内)
- ・4人以上世帯では認定水量世帯のほうが、水道あり世帯に比べ、使用料が高くなる可能性があります。 水道あり世帯に比べ年間約2,000円~50,000円負担が大きくなる見込みです。(青枠内)

#### ◆認定水量 案3 各世帯員別の使用水量、使用料の比較(毎月·年間)

認定水量 案3 【世帯員	数別認定水量】(基	本料金:2,200円	· 11m²∼:16	55円・170円・175	5円/㎡)							
世帯員	数	0人	1人	2人	3人	4 人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
	水道あり世帯	4 m³/月	9 ㎡/月	17 ㎡/月	23 ㎡/月	27 ㎡/月	31 ㎡/月	34 ㎡/月	37 ㎡/月	44 ㎡/月	50 ㎡/月	44 ㎡/月
使用水量	認定水量世帯	8 ㎡/月·人	8 ㎡/月·人	8 ㎡/月·人	8 ㎡/月·人	7 ㎡/月・人	6 ㎡/月·人	6 ㎡/月・人	5 ㎡/月・人	5 ㎡/月・人	5 ㎡/月・人	5 ㎡/月・人
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8 ㎡/月	8 ㎡/月	16 ㎡/月	24 ㎡/月	28 ㎡/月	30 ㎡/月	36 ㎡/月	35 ㎡/月	40 ㎡/月	45 ㎡/月	50 ㎡/月
	差引	4 m³	-1 m³	-1 m³	1 m³	1 m³	-1 m³	2 m³	-2 m³	-4 m³	-5 m³	6 m³
使用料	水道あり世帯	2,200円	2,200 ₽	3,355 円	4,345 円	5,005円	5,665円	6,160円	6,655 円	7,810 円	8,800円	7,810 円
(165円/㎡)	認定水量世帯	2,200円	2,200 円	3,190 円	4,510円	5,170円	5,500円	6,490円	6,325円	7,150円	7,975 円	8,800円
使用料差額	月額	0 円	0 円	-165 円	+165 円	+165 円	-165 円	+330円	-330 円	-660円	-825 円	+990 円
(想定)	年額	0 円	0 円	-1,980 円	+1,980 円	+1,980 円	-1,980 円	+3,960 円	-3,960 円	-7,920 円	-9,900円	+11,880 円
使用料	水道あり世帯	2,200円	2,200 円	3,390 円	4,410 円	5,090円	5,770円	6,280円	6,790円	7,980円	9,000円	7,980 円
(170円/㎡)	認定水量世帯	2,200 円	2,200 🖰	3,220 円	4,580円	5,260円	5,600円	6,620円	6,450円	7,300円	8,150円	9,000円
使用料差額	月額	0 円	0 円	-170 円	170円	170 円	-170 円	340 円	-340 円	-680 円	-850 円	1,020 円
(想定)	年額	0 円	0 円	-2,040 円	2,040 円	2,040 円	-2,040 円	4,080 円	-4,080 円	-8,160 円	-10,200 円	12,240 円
使用料	水道あり世帯	2,200円	2,200 🖰	3,425 円	4,475 円	5,175 円	5,875 円	6,400円	6,925円	8,150円	9,200円	8,150円
(175円/㎡)	認定水量世帯	2,200 円	2,200 🖰	3,250 円	4,650円	5,350円	5,700円	6,750円	6,575 円	7,450 円	8,325 円	9,200円
使用料差額	月額	0円	+0 F	-175 円	+175 円	+175 円	-175 円	+350円	-350 円	-700円	-875 円	+1,050 円
(想定)	年額	0 円	+0 F	-2,100円	+2,100 円	+2,100円	-2,100円	+4,200 円	-4,200円	-8,400円	-10,500 円	+12,600円

- ・0~1人世帯では、認定水量が10㎡以下のため、水道あり世帯と使用料は変わらないと見込まれます。
- ・2~7人世帯では水道あり世帯と認定水量世帯で年間約2,000円~4,000円負担が少なくなる、 又は大きくなる見込みです。(赤枠内)
- ・8~9人世帯では認定水量世帯のほうが、水道あり世帯に比べ、使用料が約8,000円~10,000円低く、 10人世帯では約12,000円負担が大きくなる可能性があります。

## ◆認定水量 案1~3 水道あり世帯との使用水量、使用料の比較(毎月)

		0人	1人	2人	3人	4 人	5人	6人	7人	8人	9人	10 人
水道あり世帯	使用水量(見込)	4 ㎡/月	9 ㎡/月	17 ㎡/月	23 ㎡/月	27 ㎡/月	31 ㎡/月	34 ㎡/月	37 ㎡/月	44 ㎡/月	50 ㎡/月	44 ㎡/月
認定水量 案1		6 ㎡/月	6 ㎡/月	12 ㎡/月	18 ㎡/月	24 ㎡/月	30 ㎡/月	36 ㎡/月	42 ㎡/月	48 ㎡/月	54 ㎡/月	60 ㎡/月
認定水量 案2	認定水量	7 ㎡/月	7 ㎡/月	14 ㎡/月	21 ㎡/月	28 ㎡/月	35 ㎡/月	42 ㎡/月	49 ㎡/月	56 ㎡/月	63 ㎡/月	70 ㎡/月
認定水量 案3		8 ㎡/月	8 ㎡/月	16 ㎡/月	24 ㎡/月	28 ㎡/月	30 ㎡/月	36 ㎡/月	35 ㎡/月	40 ㎡/月	45 ㎡/月	50 ㎡/月
認定水量 案1	## LE 0 #	-2 ㎡/月	3 ㎡/月	-5 ㎡/月	-5 m³/月	-3 m³/月	-1 ㎡/月	2 m³/月	5 ㎡/月	4 ㎡/月	4 ㎡/月	16 ㎡/月
認定水量 案2	使用水量の差 (想定)	-3 ㎡/月	2 ㎡/月	-3 ㎡/月	-2 ㎡/月	1 ㎡/月	4 ㎡/月	8 ㎡/月	12 ㎡/月	12 ㎡/月	13 ㎡/月	26 ㎡/月
認定水量 案3	(/BAL)	-4 ㎡/月	1 ㎡/月	-1 ㎡/月	1 ㎡/月	1 ㎡/月	-1 ㎡/月	2 ㎡/月	-2 ㎡/月	-4 ㎡/月	-5 ㎡/月	6 ㎡/月
認定水量 案1	使用料の差額	_	_	-825 円/月	-825 円/月	-495 円/月	-165 円/月	330円/月	825 円/月	660 円/月	660 円/月	2,640 円/月
認定水量 案2	(想定)	_	_	-495 円/月	-330 円/月	165 円/月	660円/月	1,320 円/月	1,980 円/月	1,980 円/月	2,145 円/月	4,290 円/月
認定水量 案3	※165円/m <sup>*</sup>	_	_	-165 円/月	165 円/月	165 円/月	-165 円/月	330円/月	-330 円/月	-660 円/月	-825 円/月	990 円/月

